

平成30年(ネ)第164号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告ら) 早川篤雄 外215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面(6)

一審原告ら控訴審準備書面(3)及び(8)に対する反論

令和元年9月5日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)

訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

同

訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

青 木 介

小 谷 健 太 郎

川 見 史

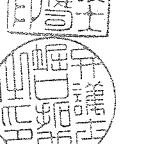
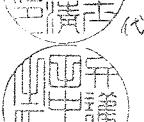
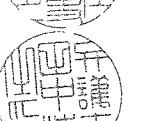
棚 村 博

田 中 幸

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也



第1 本件訴訟の慰謝料の捉え方

1審原告らは、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料につき、個別損害項目積み上げ方式を前提として損害項目を区別した上で包括的損害把握に基づく部分的な包括請求と、最低限の損害額としての一括請求をする旨主張しているが、独自の見解に過ぎず、採用に値しないものである。以下では、まず1審被告による本件訴訟の慰謝料の捉え方を述べ、その後1審原告らの主張の問題点を指摘する。

1 1審被告による本件訴訟の慰謝料の捉え方

(1) 本件訴訟の訴訟物及び審理対象

本件訴訟における訴訟物は、本件事故による損害賠償請求権であり、その審理対象は本件事故に起因する損害の一切である。

すなわち、そもそも損害とは不法行為がなければ存在したであろう状態と当該不法行為がされた状態との差をいう。判例(最高裁昭和48年4月5日判決(民集27巻3号419頁。交通事故による身体障害の損害賠償請求に関し、逸失利益等の財産的損害と精神的損害を別個の訴訟物とみるべきか否かが争われた事案))によれば、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害は、原因事実及び被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示されており、実務上も、損害の費目ごとにそれぞれ独立の損害として損害賠償請求権が成立するという扱いは採られておらず、費目相互間の融通も認められている(同最判に係る最高裁判所判例解説(最高裁判所判例解説 民事篇(昭和48年度)459頁)参照)。したがって、本件訴訟における訴訟物は、本件事故から生じた損害賠償請求権であり、その審理対象は本件事故に起因する損害の一切である。

吉村教授の意見書においても、「2つの『慰謝料』を区別して請求すること

は、両者が異なる訴訟物だという意味ではない」としており（甲A644号証33頁）、本件訴訟の訴訟物が1つであることは、1審原告らも自認するところである。

とりわけ、1審原告らは精神的損害を避難慰謝料と故郷喪失慰謝料に分けてそれぞれ賠償請求をするものの、後述するとおり、これらの精神的苦痛を基礎付ける要素として1審原告らが主張する事情は相互に密接に関連し合うものであり、被侵害利益は共通のものであって、別個の損害賠償請求権が成立するとみる余地はない。1審原告らは、精神的損害を避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料に分けて、それぞれ賠償請求をしているが、訴訟物としては1個の損害の賠償請求をしていることに他ならず、訴訟物が1個である以上、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の費目を分けることなく損害を把握すべきである。

（2）慰謝料は各自の個別事情に基づき個々に検討されるべきであること

上記のとおり、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の費目を分けることなく損害を把握すべきであり、慰謝料の認定にあたっては、被害者の個別事情を斟酌して、個々に慰謝料額が決定されるべきである。

すなわち、1審原告らが被ったと主張する精神的損害に係る慰謝料額の判断においては、1審原告ら各自の避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較し、1審原告ら各自の個別具体的な事情をそれぞれ検討した上で、1審原告ら各自に生じた損害に対する慰謝料額を個別に算定し、1審被告により既に支払われた賠償額を超えて賠償を認めるべき慰謝料が存するか否かを個別に判断することが相当である。

また、一般的には、生活の本拠である自宅の土地建物等に対して侵害が生じた場合であっても、財産的損害に対する賠償が十分になされれば、それを超えて自宅を失ったことに伴う精神的損害について固有の金銭評価は行われない（最判昭和42年4月2日民集87号305頁、東京地判平成25年9月2

0日)。すなわち、慰謝料はあくまでもその補完的・調整的機能として、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において慰謝料を認め、あるいはそれを増額することで十分な賠償を実現するという場面で用いられてきたものであって、たとえば思い入れのある財産に損害が生じ、これに一定の精神的苦痛が伴ったとしても、そのような苦痛について経済的な損失の填補とは別途に賠償しなければならないということにはならない。したがって、本件訴訟においても、財産的損害の填補状況やこれによる生活基盤の回復・再構築状況を踏まえたうえで慰謝料の検討がなされる必要がある。

(3) 損害賠償請求訴訟における損害額算定の方法

損害賠償請求訴訟における損害額の算定は、原則として、主張立証された個別の損害項目の損害額を算定し、算定された各損害項目の金額を積算して行われる。

ただし、公害訴訟等においては、原告に最低限共通する被害があることを前提に、各人の個別の損害項目の主張立証がなくとも、最低限の共通損害が認定される例も存在するところである（大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）等）。

このように、損害賠償請求訴訟において損害額を算定する方法としては、原則として、①個別の損害項目の損害額を算定し、算定された各損害項目の金額を積算して損害額を認定する方法が採られるべきであるが、事案の特殊性や訴訟当事者（特に原告）の主張に基づいて、②原告が共通損害を主張する場合には、原告全員に共通する最低限の共通損害を認定する方法も存在する。そのため、我が国の裁判実務に照らして考えると、損害賠償請求訴訟においては、結論として、上記①又は②の方法のいずれかにより、損害額が算定されることになる。

本件訴訟では、1審原告らは②の方法（例外的な損害算定方法）によらない

旨を明言しているため、必然的に①の方法（原則的な損害算定方法）によって各1審原告らの個別の損害額を認定することになる。同様の判断は、本件事故により県外に避難した原告らが、平穏生活権を侵害されたとして、国及び東京電力ホールディングス株式会社に対し、損害賠償を求めた事案（前橋地方裁判所平成29年3月17日判決（以下「前橋地裁判決」という。））でもなされている（前橋地裁判決94頁。甲A644号証26頁）。

すなわち、前橋地裁判決は、「原告らは、本件訴訟において、一律請求をするものではなく、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害（慰謝料）の算定を行うべきものとして損害賠償請求をするものであるから、本節においては、上記個別具体的な事情を検討する前提として、慰謝料算定における考慮要素につき、原告らの全部又は一部に共通するものを検討する。」としたうえで（強調は1審被告代理人）、「侵害された権利利益の具体的な内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、家族等の状況その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌する」と判示し、原告ごとに、これらの考慮要素に係る事実を認定し、もって、原告の請求が認められる場合の具体的認容額を算定している。

このように、本件と同種の訴訟において、前橋地裁判決は、原告ら各自の個別具体的な事情をそれぞれ検討した上で、原告ら各自に生じた個別損害に対する慰謝料額を算定し、東京電力ホールディングスの賠償基準により既に支払われた額を超えて賠償を認めるべき慰謝料が存するか否かを個別に判断したものであり、損害額算定の判断過程についていえば、正当な判断である。

以上を踏まえ、1審原告らの主張の問題点を述べる。

2 1審原告らの主張の問題点

- (1) 1審原告らの主張がそもそも不明確であり、個別の損害項目の評価・主張立証が何ら行われていないこと

ア はじめに（1審原告らの主張およびその根拠が不明確であること）

本件訴訟での1審原告らの包括的損害把握に基づく「部分的な包括請求」及び最低限の損害額としての「一律請求」に関する主張は、そもそもその内容が不明確である。

1審原告らの当該主張は第2陣訴訟においてもなされているが、その主張の内容が不明瞭であることから、裁判所により、平成30年8月23日付け、同年9月20日付けで、2回にわたって求釈明がなされている（甲A645号証の1、甲A646号証の1）。しかし、裁判所の2回にわたる求釈明にもかかわらず、第2陣訴訟の原告らは、包括的損害把握に基づく「部分的な包括請求」及び最低限の損害額としての「一律請求」に関する主張につき、明確に説明できていない。本件訴訟の1審原告らの主張内容も、第2陣訴訟の原告らによる主張と変わるものではないと考えられるが、そうであるとすれば、結局1審原告らの主張内容は不明確である。

さらに、第2陣訴訟の原告らは、「原告らが求めたのは、避難者が遭遇した様々な事情を踏まえれば、避難慰謝料は少なくとも月額50万円、故郷喪失慰謝料は少なくとも一人2000万円に相当するという新たな経験則を確立することである。」と主張しており（甲A646号証の2、7頁）、1審原告らも同様に、避難慰謝料として月額50万円、故郷喪失慰謝料として2000万円の損害額を主張しているが（1審原告ら控訴審準備書面（4）13頁）、この主張内容も不明確である。

すなわち、交通事故における生命侵害を例にとると、一家の支柱の生命が失われた場合、いわゆる赤本基準において、その死亡慰謝料は2800万円が基準とされているところ、故郷に帰還できることによる精神的苦痛がいかに大きいとしても、一般の不法行為による被害者死亡時の精神的苦痛よりは小さいというべきである（本件事故に関する福島地方裁

判所平成29年10月10日判決(判例時報2356号3頁)124頁)。

死亡慰謝料の金額の基準及び死亡に比して1審原告らの精神的苦痛は小さいこと、1審原告らは避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の各要素の評価及び損害額の算定根拠も明示することなく避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の金額を主張しているにとどまること(換言すれば、算定根拠の不明な一方当事者による言い値の金額設定に過ぎないこと)、並びに1審被告は各1審原告らに対して精神的損害を始めとする賠償金を支払っていることからすれば、1審原告らの主張に係る“避難慰謝料は少なくとも月額50万円、故郷喪失慰謝料は少なくとも一人2000万円に相当すること”が新たな経験則として認められることは到底あり得ない。

イ 1審原告らは個別損害項目の評価をしておらず、損害額の算定根拠が不明であること

1審原告らは「個別損害項目積み上げ方式」と呼称する損害の算定方式を採用しながら、個別の損害項目の評価を行っておらず、損害額の算定根拠が全く明らかでない。

すなわち、本件訴訟において、1審原告らは、「個別損害項目積み上げ方式」を採用することを前提に、避難慰謝料につき月額50万円、故郷喪失慰謝料につき2000万円の損害の賠償を請求している。

他方で、1審原告らは、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料につき、「いずれの損害も、多種多様な損害要素が、相互に関連して影響し、絡まり合つて、被害を全人格的なものに拡大し、深刻にしている。こうした多様な損害を、個別に項目化して評価し、合算することは困難であり、損害内容の全体的・総体的な評価を不可能にする点でも不適切である。」と主張している(1審原告ら控訴審準備書面(3)4頁)。また、1審原告らは、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料について生じている損害につき、「吉村意見

書25頁は、『発生した損害をそのように区別し、それぞれに異なる算定要素をあげることは、そもそも不可能である』と指摘する」と主張している（1審原告ら控訴審準備書面（3）11頁、甲A644号証25頁）。

しかし、1審原告らが「個別損害項目積み上げ方式」を採用している限り、1審原告らが受けたと主張する被害について、個別に項目化して評価し、合算したうえで避難慰謝料及び故郷喪失損害という個別損害項目として評価することは可能であり、これを何ら行っていない（できない）とする1審原告らの主張は失当である。

すなわち、1審原告らは、避難慰謝料の要素（避難先住居での生活の限界、見知らぬ土地での生活上の不安等5つの要素）及び故郷喪失慰謝料の要素（地域生活の破壊、職業生活の喪失等7つの要素）を挙げているところ（原判決301頁参照）、1審原告らが、「精神的苦痛による損害（純粹慰謝料）に加えて有形・無形の財産的損害を内容としており、それらを包括的に評価する『包括損害』」（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）を主張するならば、当該損害の項目としての総額を主張するのみならず、当該損害を基礎付ける各要素について、各1審原告らに該当するかを検討し、該当するとされた各要素を金銭的に評価したうえでこれを積算して、1審原告らのそれぞれの避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を評価し、算定根拠を明示すべきである。

また、避難慰謝料の要素と故郷喪失慰謝料の各要素を項目化したうえで、全ての1審原告らにつき、それぞれの各要素の該当性を検討し、該当した要素に対する金銭的評価額を積算することで、避難慰謝料及び故郷喪失損害という個別損害項目の評価を行い、各個別損害項目の算定根拠を明示することが可能である。

実際に、このような損害額の算定は、前橋地裁判決でもなされており（前橋地裁判決別紙「慰謝料の考慮要素一覧表」では各原告の各要素の該

当性の判断が、別紙「弁済の抗弁関係一覧表」では各要素の該当性を踏まえた損害額の認定がなされている。）、前橋地裁判決では、全ての原告について、原告らが主張する全ての慰謝料の考慮要素の該当性を判断し、各原告の慰謝料額を積算して認定している。また、1審原告らが引用するよう、潮見教授は、「被害者の権利の価値を金銭的に填補・保障するにふさわしい形で損害項目を抽出し、金銭の割り付けをし、積算」する算定論を提起しており（甲A644号証19頁）、慰謝料に関する損害項目の抽出、金銭の割り付け及び積算が必要とされている。

1審原告らが「個別損害項目積み上げ方式」を採用する以上、「避難慰謝料月額50万円」及び「故郷喪失慰謝料2000万円」というそれぞれの具体的な損害額は、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料のそれぞれの要素が個別的に評価され、積算されなければ算出されない（できない）はずである。しかし、1審原告らは避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の各要素の個別的評価も主張立証も行っていないため、1審原告らが主張する損害額が具体的にどのように積み上げられているのか不明確であり、結局のところ、1審原告らが主張する損害額は、何らの裏付けもないと言わざるを得ない。

1審原告らは、本件訴訟における個別の損害項目を、①居住用不動産、②家財、③避難慰謝料及び④故郷喪失損害としているが（1審原告ら控訴審準備書面（3）3頁）、③避難慰謝料及び④故郷喪失損害については、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の要素の個別的評価及び積算が何らなされていないため、③避難慰謝料及び④故郷喪失損害の個別的評価が実質的になされておらず、これらの損害項目の金額の算定根拠も明らかでないものである。

ウ 1審原告らの一律請求に関する主張は、個別損害項目の評価がなされ

ていない点で失当であり、独自の見解に過ぎないこと

1審原告らは、「本件における損害は、騒音による生活妨害のような被害の同一性を持たないから、全部の原告に共通する損害部分だけを請求し、それ以外は請求しないという請求方法は有り得ない」（1審原告ら控訴審準備書面（3）13頁）としながら、「損害の性質と程度における同一性という意味ではなく、損害の本質的同質性に基づく最低限の金額という意味での一律・一部請求である。」としている（同14頁）。

1審原告らが主張する「損害の本質的同質性に基づく最低限の金額という意味での一律・一部請求」のうち、損害の「本質的同質性」とは、包括的な生活利益が奪われたという点で同じ性質を有するという抽象的な概念であり（甲A644号証25頁）、これは、1審原告らの中でも自宅や家族、職業、居住地等が異なるため、損害の包括的な把握を前提としたうえで、1審原告ら全員の損害につき一律請求をするための概念として持ち出したものであると思われる。

しかし、既に指摘した通り、1審原告らは避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を基礎付ける要素については、各1審原告の該当性の判断、金銭的評価及び積算もしていないことから、避難慰謝料及び故郷喪失損害という個別損害項目の評価が実質的になされておらず、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料の金額の算定根拠が明らかでない。

したがって、仮に1審原告らが個別損害項目積み上げ方式を維持しているのであれば、本質的に同質と主張する損害の各要素につき、1審原告ごとに要素の該当性判断、金銭的評価及び積算を行い、損害の個別評価を行ったうえで、損害額の算定根拠を明示されたい。仮に1審原告らが損害の各要素の該当性判断、金銭的評価及び積算をできず、損害の個別評価及び損害額の算定根拠の明示ができないのであれば、1審原告らの主張は、損害の個別項目を評価できていない点で個別損害項目積み上げ方式など

ではなく、従前の公害訴訟における共通損害の一律請求に独自の見解を加えたものに過ぎない。いずれにしても、1審原告らの主張は、従前議論されていた個別損害項目積み上げ方式でもなく、共通損害の一律請求でもない、独自の見解に過ぎないのである。

なお、1審原告らが損害の個別項目の評価を行っていない点は、第2陣訴訟でも指摘されている。すなわち、裁判所は、第2陣訴訟の原告らに対し、大阪国際空港事件上告審判決の考え方を前提とするか否かを確認し、さらに、「増額加算を基礎付ける個々の事情」がある原告らについて、当該事情を明示した上で、増額加算すべき慰謝料額をいくらと算定すべきか主張するよう求めている（甲A645号証の1、甲A645号証の2）。

これに対し、第2陣訴訟の原告らは、「すべての事実を評価して、原告ら各人が少なくとも月額50万円（避難慰謝料）、2000万円（故郷喪失慰謝料）の損害が発生していると主張しているのである。原告らは、こうした被害事実を共通損害と呼んでいるのであって、これらと区別される『個別損害』というべきものは観念できない。そうである以上、存在しないものを『区別』して仕分けすることは不可能であり、敢えて言えば、主張しているすべての事実が共通の損害である。」と主張し（甲A645号証の2、11頁及び12頁。）、さらに「原告らは、すべての損害事実を提示しただけであって、『共通損害』と『個別損害』の区別をしておらず、もとより共通損害だけを請求するという請求方式をとっていないから、『個別損害』（個々の事情）といわれるものを観念することも、『明示』することもできない。」と主張し、裁判所の要請に応えていない（甲A646号証の2、7頁）。

エ 損害額の総額を明示していないこと

1審原告らは、「本件における原告らは、いずれも、それぞれに生じて

いる損害の全てを主張・立証した上で、そのうちの2000万円（故郷喪失損害）、月額50万円（避難慰謝料）を一部請求しているところである」としている（1審原告ら控訴審準備書面（3）13頁）。また、このような請求額の算定に関し、1審原告らは、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料は「いずれの損害も、多種多様な損害要素が、相互に関連して影響し、絡まり合って、被害を全人格的なものに拡大し、深刻にしている。こうした多様な損害を、個別に項目化して評価し、合算することは困難であり、損害内容の全体的・総体的な評価を不可能にする点でも不適切である。」と主張する（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）。

しかし、1審原告らが個別損害項目積み上げ方式を採用するものである以上、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を基礎付ける各要素につき、1審原告各自の該当性を判断のうえ、各要素に係る個別の金銭的評価を行い、避難慰謝料及び故郷喪失損害という各個別の損害項目を評価し、損害項目ごとの損害額を積み上げた結果、各1審原告らの損害額の総額を示すことが可能であるはずであり、かつそのような主張・立証がなされる必要がある。

このように、1審原告らは、個別損害項目積み上げ方式を採用するとしながらも、各原告らに生じた個別の損害を積み上げ損害額を示すことを行わないものであって、同方式を前提とする1審原告らの主張は破綻していると言わざるを得ない。

（2）避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を基礎付ける同一事由の二重評価のおそれがあること

1審原告らは、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料につき、それぞれ多様で広範な損害であるとして、包括的損害把握による損害の評価をすべきと主張し（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を分け

て賠償請求している。

しかし、本件訴訟における訴訟物は本件事故による損害賠償請求権であることは1審原告らも自認しているところ、同一訴訟物内において、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料として細目を分け、別々に損害を算定する必要はない。

また、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料のそれぞれ要素は、相互に密接し関連し合い、一部は重複しているところ、1審原告らの主張通り包括的損害把握による損害の評価をすると、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料損害で重複する要素、すなわちそれぞれの損害を基礎付ける同一の事由につき二重評価のおそれがある。この点は、原判決が明快に判示しているとおりである（原判決303頁）。

本件訴訟以外でも、東京地方裁判所平成31年3月27日判決（以下「東京地裁判決」という。）は、「原告らは、避難生活及び本件事故発生後避難完了までの間における放射性被ばくから生じる健康不安による慰謝料（慰謝料I）と、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料（慰謝料II）とを区別した上で、別個に請求しているものであるが、慰謝料Iと慰謝料IIが同一訴訟物中の損害項目であることは、原告らも自認するところであり、同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目である以上、慰謝料Iと慰謝料IIを分けて算定する必然性はない。また、実質的に考えても、例えば、本件事故前住居地において行っていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによって発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによるものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによって離散を余儀なくされたことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Iと慰謝料IIとは、その内容において截然と区別することが困難なものである。

このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」（東京地裁判決128頁以下）と判示している。

1審原告ら自身、避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料につき、「いずれの損害も、多種多様な損害要素が、相互に関連して影響し、絡まり合って、被害を全人格的なものに拡大し、深刻にしている。こうした多様な損害を、個別に項目化して評価し、合算することは困難であり、損害内容の全体的・総体的な評価を不可能にする点でも不適切である。」と主張している（1審原告控訴審準備書面（3）4頁）以上、二重評価のおそれがあることを自認しているも同然である。

（3）1審原告らの主張を前提としても、本件では損害項目の抽出・他の損害項目との区別がなされておらず、請求方式に関する主張に合理性がないこと

仮に1審原告らの主張を前提としても、1審原告らの請求方式に関する主張が合理性を有するための条件を満たしていないため、1審原告らの主張は失当である。

すなわち、1審原告らが主張する損害認定（損害論）において包括的損害把握を採用しつつ、請求方式としては個別損害項目積み上げ方式を採用する考え方（1審原告控訴審準備書面（3）7頁。吉村教授の意見書では「損害を包括的に把握した上で、それを一定の項目に分けて算定し請求するとの考え方」）において、当該請求方法が合理性を有するといえるためには、「『被害者の権利の価値を金銭的に填補・保障するにふさわしい形で損害項目を抽出し、金銭の割り付けをし、積算』すること、すなわち個別の損害項目としての抽出、金銭の割り付け及び積算が必要とされている（甲A644号証19頁の潮見教授の意見書抜粋部分）。

また、吉村教授の意見書においても、「『ふるさと喪失損害』が、後述する

ような多様でしかも相互に絡み合った被害から構成され、かつ、それらを一個一個取り出して個別に算定することが困難ないし不可能なものであることから（中略）、それらを包括して請求することは、包括的総体的に把握された損害から、別個取り出して請求されている損害項目との区別が明確になっているのであれば、本件事故被害の特質を踏まえた請求方法として合理性を持つと考える。」とされており（甲 A 6 4 4 号証 21 頁）、「個別損害項目積み上げ方式」の前提として、損害項目の区別の明確性が前提条件とされている。

しかしながら、本件訴訟において、1 審原告らは、避難慰謝料の要素（避難先住居での生活の限界、見知らぬ土地での生活上の不安等 5 つの要素）及び故郷喪失慰謝料の要素（地域生活の破壊、職業生活の喪失等 7 つの要素）（原判決 301 頁参照）につき、各要素を項目化したうえで、全ての 1 審原告らにつき、それぞれの各要素の該当性を検討し、該当した要素を金銭的に評価した上で積算して、避難慰謝料及び故郷喪失損害という個別損害項目の評価を行って、各個別損害項目の算定根拠を明示する必要があるところ、1 審原告らはこれらを行わずに、単に避難慰謝料として月額 50 万円、故郷喪失慰謝料として 2000 万円が損害額であると主張しているのみであり、実質的に避難慰謝料及び故郷喪失損害という損害項目の抽出、金銭の割り付け及び積算はなされておらず、他の損害項目との区別の明確性も示されていない。

このように 1 審原告らの主張では、損害項目の抽出はなされておらず、各損害項目について金銭の割り付け・積算もなされていなければ、他の損害項目との区別も明確になされていないことから、請求方法として合理性を有さず、失当である。

（4）1 審原告らの包括的損害把握の考え方は、1 審被告による精神的損害以外の損害項目の既払い金を考慮しておらず合理性を有しないこと

1審原告らは、避難慰謝料は避難生活による日常阻害による多様な損害、故郷喪失損害は地域における職業生活の破壊、地域とのつながりの分断等の包括的生活利益の喪失等を、損害として包括的に把握すべきとしている（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）。他方で1審原告らは、人身損害、休業損害、事業用の財産等については本件訴訟で請求しないとし（1審原告ら控訴審準備書面（3）3頁）、さらに故郷喪失損害には財物や休業損害等の項目を含まないと主張して（1審原告ら控訴審準備書面（3）7頁）、避難慰謝料及び故郷喪失損害につき、財産的損害その他避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料以外の損害とは切り離して請求をしている。

しかし、1審原告らが主張するような包括的な損害の把握をする場合は、当然、財物や休業損害等の項目に含まれる財産的損害その他避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料以外の損害、並びに1審被告による住居確保損害、就労不能損害や生命・身体的損害等の既払い金についても考慮・評価が必要となるはずである。

すなわち、1審被告による既払い金について言えば、1審原告らが主張する故郷喪失損害の要素（原判決301頁）のうち、例えば職業生活の破壊であれば営業損害の賠償金が支払われた事実が、住居の喪失であれば住居確保損害の賠償金が支払われた事実が、それぞれの要素の損害認定に影響することは明らかであることから、損害の包括的な把握に当たっては、1審被告から支払われた既払い金を考慮に入れる必要がある。

このことは、1審原告らが“避難中の体調悪化と本件事故との間に相当因果関係の認められること”を前提として、精神的損害の増額を基礎付けるべく体調悪化について主張をしているのに対し、原判決が「避難生活による健康状態の悪化等は、『生命・身体的損害』の額を算定するに当たって考慮される事情であって、避難慰謝料の額を算定するに当たって、少なくとも直接的にしんしゃくすべきではないと解される。」と判示していること（原判決32

4 頁) からも明らかである。

1 審原告らは、「個別損害項目積み上げ方式」と称して、1 審原告らの精神的損害のみを切り出して請求し、住居確保損害、就労不能や生命・身体に関する損害については本件訴訟の対象としないと主張して（1 審原告ら控訴審準備書面（3）3 頁）1 審被告の既払い金は避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料とは無関係であることを前提とするが、これは損害の包括的な把握を行うとする原告の主張と矛盾しており、1 審原告らの損害把握の主張は失当である。

(5) 集団訴訟であることを理由として、損害の発生及び損害額の主張立証責任は変更されないこと

本件訴訟において、1 審原告らは、各 1 審原告の損害として、避難慰謝料として月 50 万円、故郷喪失慰謝料として 2000 万円の損害を認定するよう求めている。

他方で、本件訴訟と同内容の主張を展開している第 2 陣訴訟において、原告らは、第 2 陣訴訟での裁判所からの求釈明に対し、「原告らの主張は、幼児や移住者など、その類型的な属性を理由として慰謝料額を引き下げる被告の主張や、そのような損害認定が予想される原告の類型を想定し、被告の側でそうした類型的な属性の違いによる損害の差異を主張・立証した場合でなければ、こうした差別的な損害認定をするべきではないという、予防的な反論をしたものである。」と主張している（第 2 陣原告ら準備書面（369）6 頁（甲 A 645 号証の 2））。

当該原告らの主張は、損害の発生及び損害額の主張立証責任を 1 審被告に課し、あるいは 1 審原告らの立証責任を軽減する趣旨であるように読み取れるが、仮に 1 審原告が同様の主張を前提にしているのであれば、損害賠償請求訴訟における損害の発生及び損害額の立証責任の問題は別として、上記のとおり、1 審原告らが、「精神的苦痛による損害（純粹慰謝料）に加えて有形・

無形の財産的損害を内容としており、それらを包括的に評価する『包括損害』（1審原告ら控訴審準備書面（3）4頁）を主張するならば、当該損害の項目としての総額を主張するのみならず、当該損害を基礎付ける各要素避難慰謝料の要素（避難先住居での生活の限界、見知らぬ土地での生活上の不安等5つの要素）及び故郷喪失慰謝料の要素（地域生活の破壊、職業生活の喪失等7つの要素）（原判決301頁参照）について、各1審原告らに該当するかを検討し、各要素を金銭的に評価したうえでこれを積算して、1審原告らのそれぞれの避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料を評価し、算定根拠を明示すべきである。本件訴訟が集団訴訟であるからといって立証責任が変わるものではないことを申し添える。

第2 本件訴訟における損害の経済的評価

1審原告らは、寺西教授の意見書（甲A749号証）に立脚し、故郷喪失損害の経済的評価と損害賠償のあり方に関し、寺西教授が提唱する表明選好評価法の考え方を参考し、1審原告らの損害額を算定するよう主張しているが、1審原告らの主張は独自の見解に過ぎないうえ、以下の問題点があるため、本件訴訟において採用に値しないものである。

1 一般論としての表明選好評価法の位置付け

（1）慰謝料算定に関する裁判所の裁量

慰謝料の金額をいかに算定するかについては、原則として、事実審裁判所の自由裁量に属するところであり（最高裁昭和44年（オ）第555号同年10月31日第二小法廷判決・集民97号143頁）、裁判所は、原則として、訴訟の資料として現れた一切の事情を斟酌することができる。

ただし、無限定に裁判所の裁量が認められるわけではないこと、原判決が引用する最高裁平成6年2月22日第三小法廷判決（民集48巻2号441頁）

も、「その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と述べた上で、原審の慰謝料額の認定に違法があるとした事例であること等について、1審被告控訴理由書47頁で詳述したとおりである。

(2) 一般論としての表明選好評価法の位置づけ

1審原告らは、表明選好評価法を故郷喪失慰謝料の損害額の算定の際に参考するよう求めている。

しかし、そもそも一般論としての表明選好評価法（1審原告ら及び寺西教授が主張する表明選好評価法とは異なるという意味である。）は、アンケートを用いて仮想的な環境政策を市民に提示して、市民の意見を尋ねることに最大の特徴があるとされている（乙A14号証57頁）。

このように、一般論としての表明選好評価法は、元来、環境政策を提示するために環境価値を経済的に把握する手法に過ぎず、日本の民事訴訟制度における損害額の認定の手法にはなりえない。1審原告らも自認するとおり、表明選好評価法は、あくまで「環境経済学の分野における」環境価値を把握する手段に過ぎないのである（1審原告ら控訴審準備書面（8）12頁。表明選好評価法の裁判実務への利用可能性については後述する。）。

また、1審原告は、表明選好評価法が、米国アラスカ州におけるエクソン社のタンカーの原油流出事故（以下「バルディーズ号事件」という。）において正式に採用され、米国において表明選好評価法を用いることの妥当性に理論的根拠が与えられたと主張する（1審原告ら控訴審準備書面（8）12頁）。

しかし、表明選好評価法に評価された金額（約28億ドル）は、エクソン社の損害額に関する議論の出発点になったに過ぎず、補償額として合意が得られた金額（10億ドル）ではない（乙A14号証46頁）。また、表明選好評価法により評価された補償金額は、アラスカ州連邦地裁陪審において議論の

出発点にされたに過ぎず、バルディーズ号事件の損害賠償額については、連邦最高裁判所により破棄され、損害賠償額は最終的に5億700万ドル（約550億円）に減額すべきとの判断が示されている（寺西教授証人調書39頁）。

2 1審原告らが主張する表明選好評価法の位置付け及び裁判実務への利用可能性

1審原告ら及び寺西教授は、本件訴訟において表明選好評価法を参照し、故郷喪失損害を認定するよう主張している。

上記のとおり、1審被告としては、表明選好評価法は、そもそも環境経済学における環境価値の把握手法に過ぎないため、日本の民事訴訟における損害額認定において用いられる性質のものではないと考えるが、環境経済学の分野においては、一定の条件を満たした表明選好評価法は、（米国の）裁判実務において損害賠償の裁判の議論を開始する出発点を与えるとされている（乙A14号証55頁）。

すなわち、表明選好評価法は、商務省国家海洋大気管理局（NOAA）が組織したパネルによって提示されたガイドライン（以下「NOAAガイドライン」という）を前提として、当該ガイドラインに記載されるサンプルの取り方、質問表の作成方法、信頼性のテスト方法等の条件をすべて満たすならば、米国の損害賠償の裁判の議論を開始する出発点を与えるとされている（乙A14号証52頁、54頁表3-6、55頁）。ただし、この場合でも、表明選好評価法の評価額のみで自然破壊の損害賠償は決まるものではなく、あくまで表明選好評価法の評価額は出発点に過ぎない（乙A14号証55頁）。寺西教授も、表明選好評価法により算出された金額が損害額として算定されたものではなく、訴訟において議論の出発点として採用されたに過ぎないことを認めている（寺西教授証人調書40頁）。

しかし、1審原告らが及び寺西教授が主張する表明選好評価法は、NOAA

ガイドラインに記載される条件をいずれも満たしておらず、(米国の) 損害賠償の裁判の議論を開始する出発点にすらならない。

結局のところ、1審原告らが主張する表明選好評価法は、「関係当事者が表明した意見について」、「十分考慮して判断すべき」という意見に過ぎず（寺西教授証人調書38頁）、寺西教授自身も認めるとおり、単なる提言に過ぎず、少なくとも日本の民事訴訟における損害認定においては、独自の見解であるというほかない。

3 1審原告らが主張する表明選好評価法の問題点

上記のとおり、1審原告らが主張する表明選好評価法による損害額の認定の主張は、そもそも独自の見解であって採用に値しないが、この点を撇くとしても、1審原告らが主張する表明選好評価法の内容には以下のとおりの問題点がありこの点でも採用に値しない。

(1) 1審原告らが主張する表明選好評価法の内容

1審原告らは、表明選好評価法について、上記のバルディーズ号事件のアラスカ州連邦地裁陪審において議論の出発点にされたことを根拠に、「関係当事者自身に、失われた『価値』や『損失』に対する『貨幣的評価額』を直接的に表明してもらうという主張である。非貨幣的な事象に対する関係当事者自身の『直接的な価値づけ』（関係当事者個々人による貨幣的な値付け）に基づておくという点に重要な特徴がある」と主張し、1審原告ら1人につき2000万円の故郷喪失損害が導き出されるが、これは極めて低い水準であると主張している（1審原告ら控訴審準備書面（8）11頁、13頁）。

1審原告らが主張する表明選好評価法の特徴は、以下のとおり整理することができる。

- ①関係当事者自身、すなわち訴訟当事者である1審原告ら自身に表明してもらうこと

② 1審原告らが表明するのは、「ギリギリ『納得のいく償い』として受け容れられる、最低限の『金銭的な賠償額』」であること（甲A749号証22頁）

③バルディーズ号事件において議論の出発点とされたことを根拠としていること

④表明選好評価法によると、2000万円が故郷喪失損害として導かれること

以下、上記特徴に沿って1審原告らが主張する表明選好評価法の問題点を述べる。

（2）訴訟当事者である1審原告ら自身に表明させる点について

一般論として、表明選好評価法は、統計的にサンプルの数が少なければ、信頼性の高いデータが得られないとされている。この点はNOAAガイドラインにおいても、サンプルサイズとして、統計的に十分なサイズが必要とされている（乙A14号証54頁）。表明選好評価法を用いるにあたり、前提となるデータを収集する際に、関係当事者の範囲を吟味しなければならない点は、寺西教授も認めるところである（寺西教授証人調書55頁）。

また、表明選好評価法においては、中立性が求められることから（同33頁）、一方当事者に金額を表明してもらうのではなく、住民投票の方式によることによることが求められている（乙A14頁）。

これに対して、1審原告らは、表明選好評価法について、「関係当事者自身に、失われた『価値』や『損失』に対する『貨幣的評価額』を直接的に表明してもらうという主張である。非貨幣的な事象に対する関係当事者自身の『直接的な価値づけ』（関係当事者個々人による貨幣的な値付け）に基づくという点に重要な特徴がある」と主張し（1審原告ら控訴審準備書面（8）11頁。強調は1審被告代理人）、あたかも表明選好評価法が、関係当事者自身、すなわち1審原告ら自身に損害額を表明してもらう手法であるが如く主張す

る。

しかし、1審原告らの主張する表明選好評価法では、訴訟当事者である1審原告ら自身が金額を表明する点で一方的な評価額しか得られず、中立性が確保されておらず信頼性が低くなる点で、妥当でない。

また、1審原告らの主張する表明選好評価法のサンプルサイズは、本件訴訟を提起している1審原告らにとどまる。本来であれば、バルディーズ号事件に倣えば、日本国内の国民から無作為に抽出した多くの一般国民をサンプルにすべきであるが、少なくとも、本件事故による被害を受けたが訴訟を提起していない者、福島県内に住む者等の表明した金額も考慮しなければ、信頼性のある結果は到底得られない。この点について、1審原告らは、2000万円の故郷喪失損害を算定するに当たって、本件事故による被害を受けたが訴訟を提起していない者等を排除した理由、換言すればサンプルを訴訟当事者である1審原告ら限定した合理的根拠につき、何らの説明もしていない。なお、寺西教授は、1審原告らのみに表明させる方が信頼度の高いデータが得られる趣旨の説明をしていたが（寺西教授証人調書55頁、56頁）、訴訟当事者のみをサンプルとすれば得られる結果が中立性に欠けることは明らかであり、合理的な説明とは言い難い。

したがって、1審原告らの表明選好評価法は、1審原告らにサンプルサイズを限定し、かつ1審原告ら自身に金額を表明させている点に問題がある。

（3）1審原告らが表明するのは、「ギリギリ『納得のいく償い』として受け容れられる、最低限の『金銭的な賠償額』」であることについて

一般論として、表明選好評価法は、受入補償額又は支払意志額を表明させるが、一般的に受入補償額は支払意志額よりもかなり高い傾向にあるため、損害額が過大に評価される危険性が大きいとされている（乙A14号証46頁）。NOAAガイドラインもこの点に言及しており、「支払意志額」の項目で、「受

入補償額（WTA）より支払意志額（WTP）を用いること」とされている（同54頁）。

しかし、1審原告らが主張する表明選好評価法では、何ら合理的な説明もなく、「ギリギリ『納得のいく償い』として受け容れられる、最低限の『金銭的な賠償額』」すなわち受入補償額を表明するとしている（1審原告ら控訴審準備書面（8）12頁）。

この点について、寺西教授は、1審原告らの訴状に記載された故郷喪失慰謝料2000万円という金額をもとに、1審原告らの中で金額に関する議論があったと理解し、2000万円よりも認容額が下回る判決には不満を持つがゆえに、2000万円が受入補償額であるとしている（寺西教授証人調書53頁、54頁）（なお、1審原告らは本件訴訟を提起するに当たって、「決して、NOAAガイドラインに従って1審原告らの弁護士と相談して、故郷喪失慰謝料として2000万円という金額を算定したわけではない（寺西証人調書38頁）ことは後述のとおりである）。しかし、故郷喪失慰謝料の2000万円は、1審原告らの請求額そのものである。

この場合、訴訟当事者である1審原告らが損害額を値付けし、その金額に基づいて損害額が認定されることになるが、換言すれば、1審原告らの損害額に関する主張を敷衍したに過ぎず、一方的であり、かつ中立性、信頼性に欠けることは明らかである。

したがって、1審原告らの表明選好評価法は、1審原告らに受入補償額を表明させる点に問題がある。

（4）1審原告らが主張する表明選好評価法と、バルディーズ号事件で実施された表明選好評価法の内容等事案が異なること

1審原告らは、バルディーズ号事件につき、アラスカ州連邦地裁陪審において表明選好評価法に基づく評価額が議論の出発点にされたことを根拠に、1

審原告らが主張する表明選好評価法を参照するよう主張している。しかし、そもそも本件訴訟とバルディーズ号事件の事案は大きく異なる上、1審原告らが主張する表明選好評価法とバルディーズ号事件において議論の出発点となつた表明選好評価法の内容も、以下の表のとおり大きく異なる（寺西教授証人調書18頁～23頁）。

(表) 本件訴訟とバルディーズ号事件の事案の差異

	本件訴訟	バルディーズ号事件
原告	本件事故の避難者 (被害者自身)	プリンス・ウィリアム湾の管財人 (公益代表者)
争点	自らが被った損害の金額 (私益目的)	失われた生態系に対する賠償責任の有無及び損害額の決定方法 (公益目的)
アンケート実施主体	アンケートの実施なし (1審原告ら(関係当事者)自身が表明)	訓練を受けた専門の調査員
アンケートの対象	アンケートの実施なし (1審原告ら(関係当事者)自身が表明)	全米の一般市民からランダムに抽出された1599世帯
アンケート方法	アンケートの実施なし (1審原告らが自身の損害額を主張)	住民投票方式による評価質問 調査官が訪問面接を実施
質問内容	アンケートの実施なし 1審被告に対していくらの損害賠償を求めるか (受入補償額(WTA)の表明)	原油流出事故を防止するためのプログラムを実施するために加算される税金の金額としていくらなら支払ってもよいか

	本件訴訟	バルディーズ号事件
		(支払意志額（WTP）の表明)
アンケート の目的	1審原告らが表明した受入補償額を1審被告に賠償させること	アンケートを用いて仮想的な環境政策を市民に提示して、市民の意見を尋ねること

したがって、1審原告らの表明選好評価法は、バルディーズ号事件の事案及び表明選好評価法を正確に理解していない点に問題がある。

(5) 1審原告らが主張する表明選好評価法の正当性は何ら実証されておらず、
 1審原告らが主張するふるさと喪失慰謝料の金額にも裏付けがないこと
 1審原告らは、1審原告らが主張する表明選好評価法に基づき、2000万円の故郷喪失損害が導かれる旨主張する（1審原告ら控訴審準備書面（8）13頁）。

しかし、本件では、1審原告らが主張する表明選好評価法は何ら実証されておらず、「2000万円」という金額は、何ら裏付けのない数字である。

すなわち、1審原告らは本件訴訟を提起するに当たって、「決して、NOAAガイドラインに従って1審原告らの弁護士と相談して、故郷喪失慰謝料として2000万円という金額を算定したわけではない」のである（寺西証人調書38頁）。

この点、寺西教授は、証人尋問において、1審原告ら主張の表明選好評価法に関連して作成した「『ふるさと喪失（剥奪）』に対する『受容意思額』（WTA）の仮想的分布」（寺西教授作成の証人尋問用のプレゼン資料。スライド2枚目の参考図参照）につき、適切なプロセスで作られたサーベイデザイン（表明選好評価法のアンケート設計。乙A14号証32頁参照）に基づいて、最頻値や中央値を調査できているわけではなく、あくまで仮想的分布である

と述べている（寺西教授証人調書51頁、52頁）。

さらに寺西教授は、本件訴訟の1審原告らの訴状に記載される2000万円の金額に基づいて、2000万円という金額は、当該金額を下回ることは受容できない金額であると述べたが、他方で、2000万円という金額についても、適切なプロセスで作られたサーベイデザインに基づき検証したものではないと述べている（寺西教授証人調書38頁、52頁）。

したがって、1審原告ら主張の表明選好評価法には、何らの裏付けもない点に問題があり、仮に1審原告らが主張する表明選好評価法を参考にする価値があるとしても、1審原告らから損害額を認定するための訴訟資料は何ら提供されていない。いずれにしても、1審原告らの主張は失当である。

以上